

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 森田 健司  
 (コード番号5121 東証プライム)  
 問合せ先 常務取締役管理本部長 高橋 秀剛  
 (TEL 03-3527-8111)

## 第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2023年3月29日開催の取締役会において、2021年12月9日に発行いたしました第1回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）につきまして、残存する全ての本新株予約権を取得するとともに取得後直ちに本新株予約権を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権の取得及び消却の概要

(1) 銘柄名	藤倉コンポジット株式会社第1回新株予約権
(2) 取得価額及びその総額	本新株予約権1個当たり301円（総額2,724,050円）
(3) 取得及び消却する新株予約権の数	9,050個
(4) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

#### 2. 新株予約権の取得及び消却の理由

2021年11月11日に公表いたしました「自己株式を活用した第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びファシリティ契約（行使停止指定条項付）の締結に関するお知らせ」及び2021年11月19日に公表いたしました「自己株式を活用した第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」のとおり、2021年12月9日に本新株予約権を発行いたしました。本新株予約権は、下限行使価額を878円とし、当社株式終値は当該下限行使価額を断続的に上回って推移した結果、新株予約権の行使がされ資金調達を順調に進めることができたと同時に、流通株式時価総額においても本日時点においてプライム市場への移行に必要とされる基準を上回っております。

一方で、2021年11月18日に行った自己株式の取得において、当社取締役会で決議した自己株式の取得株式の総数（上限）3,000,000株のうち実際に買取りを行った株式数が2,339,100株であり、残存する本新株予約権の行使により当該株式数を超える株式が市場に放出されることによる株式価値の希薄化の懸念があります。さらに当社の事業は順調に推移しており、投資計画は当初の予定通り実行しつつも、そのための資金は、当面の間は手元資金より順次、充当していく予定です。

こうした状況下、本新株予約権の発行以降の株価動向、当社の資本政策及び今後の市場環境等を総合的に勘案し、未行使の本新株予約権が残存することによる市場の希薄化懸念を軽減する必要があると判断し、残存する本新株予約権の全部を取得し消却する意向を割当先に伝達した結果、本新株予約

権による資金調達を中止することといたしました。

以上を踏まえて、会社法第 273 条第 1 項及び同法第 274 条第 1 項並びに本新株予約権の内容（発行要項第 14 項本新株予約権の取得事由第（1）号に従い、残存する本新株予約権の全部を取得し、消却すること）にいたしました。

3. 新株予約権の取得日及び消却日

2023 年 4 月 13 日

4. 今後の見通しについて

本新株予約権の取得及び消却が当期の業績に与える影響は軽微であります。

【ご参考】第 1 回新株予約権（行使価額修正条項付）の概要

(1) 割 当 日	2021 年 12 月 9 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	30,000 個
(3) 払 込 総 額	9,030,000 円（本新株予約権 1 個当たり 301 円）
(4) 行 使 済 み の 新 株 予 約 権 の 数	20,950 個
(5) 割 当 先	S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司

上記に記載した事項以外の本新株予約権の発行要項につきましては 2021 年 11 月 11 日付「自己株式を活用した第三者割当による第 1 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びファシリティ契約（行使停止指定条項付）の締結に関するお知らせ」及び 2021 年 11 月 19 日付「自己株式を活用した第三者割当による第 1 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上